

令和5年度社会福祉法人等に対する指導監査の結果

1 指導監査の実施状況

令和5年度の指導監査は、茨木市社会福祉法人等指導監査の実施に関する規則、実施方針及び実施計画に基づき、本市が所管する社会福祉法人22法人のうち6法人及び社会福祉施設等77施設に対し、本部運営（社会福祉法人のみ）、会計管理、職員処遇、利用者支援及び食事提供について実地による指導監査を実施したものであり、その内訳については次のとおりである。

○指導監査の実施状況（令和5年度）

		対象法人・施設等数	実施法人・施設等数	実施率
社会福祉法人		22	6	27%
保育所（私立）		14	14	100%
保育所（公立）		5	5	100%
認定こども園	幼保連携型認定こども園	30	30	100%
	保育所型認定こども園	1	1	100%
家庭的保育事業等	小規模保育事業	19	19	100%
	事業所内保育事業	2	2	100%
特別養護老人ホーム（定員29人以下）		6	6	100%
合 計		99	83	83%

2 指導監査の結果の概要について

(1) 法人運営に関するもの

社会福祉法人6法人に対して監査を実施したところ、本部運営で10件、本部会計で7件の文書指摘があった。本部運営の指摘事項では「評議員・評議員会について」が全体の60%、「理事について」が全体の20%、「理事会について」が全体の10%あった。また、法人会計の指摘事項では、「会計管理について」が全体の43%、「財産管理について」が29%あった。

(2) 施設等運営に関するもの

社会福祉施設等77施設に対して監査を実施したところ、施設会計で11件、職員処遇で12件、利用者支援（保育所・認定こども園・家庭的保育事業等）で8件、利用者支援（特別養護老人ホーム）で1件、食事提供で15件の文書指摘があった。

施設会計の指摘事項では「財産管理について」が全体の27%、「保育所について（積立預金積立支出・当期資金収支差額合計）」が27%、職員処遇では「職員配置について」が全体の58%、利用者支援（保育所・認定こども園・家庭的保育事業等）及び（特別養護老人ホーム）では「施設設備について」が89%、食事提供では「衛生管理について」が全体の53%あった。指摘事項ごとの数及び割合については、次項に記載する。

3 指導監査の指摘事項について

【法人に対する文書指摘】

(本部運営)

文書指摘事項	文書指摘数	割合
1 定款について	1	10%
2 内部管理体制について	0	0%
3 評議員について	0	0%
4 評議員会について	6	60%
5 理事について	2	20%
6 監事について	0	0%
7 理事会について	1	10%
8 会計監査人について	0	0%
9 役員等の報酬について	0	0%
10 情報の公表について	0	0%
11 その他	0	0%
合 計	10	-

※文書指摘事項の主な例

1 定款について

- ・補欠として選任された理事または監事の任期について、定款と実態に相違が見られるので是正すること。

4 評議員会について

- ・理事会、評議員会の各議案について、特別な利害関係を有する者がいないことを法人が確認すること。（議事録に記載するか、招集通知と併せて、議案について特別の利害関係を有する場合には法人に申し出ることを記載するなど、法人において該当者の有無を確認したことが分かるようにしてください。）
- ・評議員会及び理事会の招集については、開催日の1週間（中7日）前までに、書面または電磁的方法（電子メール等）により通知を行うこと。

5 理事について

- ・理事の選任について、施設運営の実態を法人運営に反映させるため、「施設の管理者」を理事として1名以上選任すること。
- ・理事の選任について、理事の就任の意思表示があったことを就任承諾書等により確認すること。

7 理事会について

- ・法令、定款に定めるところにより、理事長は理事会において毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上職務の執行の状況を理事会に報告すること。

(本部会計)

文書指摘事項	文書指摘数	割合
1 会計管理について	3	43%
2 会計書類について	0	0%
3 出納事務について	1	14%
4 財産管理について	2	29%
5 決算について	1	14%
6 収入について	0	0%
7 支出について	0	0%
8 その他	0	0%
合 計	7	-

※文書指摘事項の主な例

1 会計管理について

- ・ 計算書類等について、現行の社会福祉法人会計基準に定める様式に沿って作成し、決算承認を得ること。また、附属明細書についても理事会の承認を得ること。
- ・ 会計責任者と固定資産管理責任者に同一人が選任されており、経理規程第54条の規定に抵触するため、それぞれ別人を選任する等、是正すること。

3 出納事務について

- ・ 収納した金銭の金融機関への預け入れについて、経理規程に規定する期間を超過しての預け入れが見受けられるため、是正すること。

4 財産管理について

- ・ 無形固定資産については備忘価額を残さず0円まで償却すること。

5 決算について

- ・ 給与の未払い計上について

当該年度に帰属する経費については、事業未払金等を使用し当該年度に計上すること。

【施設に対する文書指摘】

(施設会計)

文書指摘事項	文書指摘数	割合	内訳				
			保育所 (私立)	保育所 (公立)	認定こ ども園	家庭的 保育事 業等	特別養 護老人 ホーム
1 会計管理について	1	9%	1	0	0	0	0
2 会計書類について	2	18%	1	0	1	0	0
3 出納事務について	2	18%	0	0	2	0	0
4 財産管理について	3	27%	1	0	1	0	1
5 決算について	0	0%	0	0	0	0	0
6 収入について	0	0%	0	0	0	0	0
7 支出について	0	0%	0	0	0	0	0
8 その他	3	27%	3	0	0	0	0
合 計	11	-	1	0	4	0	0

※文書指摘事項の主な例

- 1 会計管理について
 - ・内部牽制に配慮した体制を確保するため、経理規程に従い、会計責任者等を選任すること。
- 2 会計書類について
 - ・一部経費において、小規模保育事業分が含まれていることが見受けられるため、経費配分を行う等、適切に管理すること。
- 3 出納事務について
 - ・物品の寄附について、所得時の価額に換算し、寄附金収益に計上するとともに、当該物品の用途目的に対応する支出科目に計上すること。
- 4 財産管理について
 - ・車輛売却に係る会計処理について、再度見直し、必要に応じて調整を行うこと。
- 8 その他
 - ・当期末支払資金残高は過大な保有を防止する観点より、当該年度の委託費収入の30%以下の保有とすること。

(職員処遇)

文書指摘事項	文書指摘数	割合	内訳				
			保育所 (私立)	保育所 (公立)	認定こ ども園	家庭的 保育事 業等	特別養 護老人 ホーム
1 職員配置について	7	58%	3	0	1	1	2
2 職員会議・研修について	0	0%	0	0	0	0	0
3 人事管理について	0	0%	0	0	0	0	0
4 規則・規程関係について	0	0%	0	0	0	0	0
5 健康管理について	0	0%	0	0	0	0	0
6 非常災害対策について	5	42%	2	0	3	0	0
合 計	12	-	5	0	4	1	2

※文書指摘事項の主な例

1 職員配置について

- ・職員配置について、有資格者の数が職員数の配置基準を下回っている時間帯が見受けられるため、職員の配置基準を遵守すること。
- ・ユニットリーダー（2人）について、ユニットリーダー研修未受講者のため、研修修了者を配置すること。

6 非常災害対策について

- ・避難訓練と合わせて、消火訓練も毎月実施すること。

(利用者支援（保育所・認定こども園・家庭的保育事業等）)

文書指摘事項	文書指摘数	割合	内訳			
			保育所 (私立)	保育所 (公立)	認定こども園	家庭的保育事業等
1 施設設備について	7	88%	1	6	0	0
2 保育方針計画について	0	0%	0	0	0	0
3 保育実施状況について	0	0%	0	0	0	0
4 健康管理について	0	0%	0	0	0	0
5 保育時間及び一斉休園について	0	0%	0	0	0	0
6 事故発生の防止等について	1	12%	0	0	0	1
7 苦情解決体制等について	0	0%	0	0	0	0
合 計	8	-	1	6	0	1

※文書指摘事項の主な例

1 施設設備について

- ・子どもの安全確保の観点から、保育室内の棚について、転倒することのないよう対策を講じること。

6 事故発生の防止等について

- ・安全計画を策定し、職員への周知及び保護者への安全計画に基づく取り組みの内容を周知すること。

(利用者支援（特別養護老人ホーム）)

文書指摘事項	文書指摘数	割合
1 施設設備について	1	100%
2 支援方針計画について	0	0%
3 支援実施の状況について	0	0%
4 健康管理について	0	0%
5 事故発生の防止等について	0	0%
6 苦情解決体制等について	0	0%
合 計	1	-

※文書指摘事項の主な例

1 施設設備について

- ・浴室の脱衣室内の洗剤（シャンプー等）については、入居者の誤飲の恐れがあるため、手の届かないところに保管すること。

(食事提供)

文書指摘事項	文書指摘数	割合	内訳				
			保育所 (私立)	保育所 (公立)	認定こ ども園	家庭的 保育事 業等	特別養 護老人 ホーム
1 運営形態・栄養管理について	0	0%	0	0	0	0	0
2 食事内容について	0	0%	0	0	0	0	0
3 栄養に関する情報について	1	7%	0	0	1	0	0
4 他機関の指導・助言等について	0	0%	0	0	0	0	0
5 給食経費について	6	40%	0	1	1	4	0
6 衛生管理について	8	53%	2	1	1	4	0
7 その他	0	0%	0	0	0	0	0
合 計	15	-	2	2	3	8	0

※文書指摘事項の主な例

3 栄養に関する情報について

- ・栄養成分の表示等により利用者に対して、栄養に関する情報提供を行うこと。

5 給食経費について

- ・食材の発注については園児数と保存食数（原材料と調理済み）分を含んだ数量を発注することで、給与栄養量を充足することとなる為適正な発注を行うこと。
- ・給食費にかかる書類の整合性や、食材の衛生管理のため、購入した食材の発注納品がわかるように書類整備を行うこと。

6 衛生管理について

- ・検便について調乳担当保育士の検査は毎月1回以上実施し、その記録を保管すること。
- ・保存食について、原材料の保存料少ないものがあったため各50g程度確保すること。
- ・調乳室に段ボールを置くことは衛生的に好ましくないため、撤去するなど対策を講じること。
- ・厨房内の網戸に破れが見られたため、昆虫等の侵入を防止するため修繕すること。
- ・使用水に異物が混入している可能性があるため、対策を講じること。